

日弁連総第110号
2016年（平成28年）3月31日

徳島刑務所長 竹 中 晃 平 殿

日本弁護士連合会
会長 村 越 進

警 告 書

当連合会は、X氏申立てに係る人権救済申立事件（2014年度第6号）につき、貴所に対し、以下のとおり警告する。

第1 警告の趣旨

再審請求弁護人が受刑者と再審請求手続の打合せをするために秘密面会の申出をした場合にこれを許さない刑事施設の長の措置は、受刑者と再審請求弁護人の利益を十分に尊重した上でもなお刑事施設の規律及び秩序の維持、被収容者の矯正処遇の適切な実施その他の理由による必要性がそれを上回るような特段の事情がある場合でなければ、裁量権の範囲を逸脱し、受刑者の秘密面会をする利益を侵害するだけでなく再審請求弁護人の固有の秘密面会をする利益をも侵害するものであるところ、2013年9月9日に貴所が申立人の秘密面会の申出に対し、申立人が再審請求弁護人であることを認識しながら当該面会に職員を立ち合わせる旨を告げたことに特段の事情は認められず、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律112条本文に違反し、再審請求人の秘密面会をする利益及び申立人の再審請求弁護人としての固有の秘密面会をする利益を侵害したものである。

よって、当連合会は、貴所に対し、二度とこのような人権侵害をしないよう警告する。

第2 警告の理由

別紙「調査報告書」記載のとおり。

徳島刑務所における再審請求弁護人の面会時の
職員立会いに関する人権救済申立事件

調査報告書

2016年（平成28年）3月31日

日本弁護士連合会

人権擁護委員会

事件名 徳島刑務所における再審請求弁護人の面会時の職員立会いに関する人権救済申立事件（2014年度第6号事件）

受付日 2014年（平成26年）3月5日

申立人 X

相手方 徳島刑務所

第1 結論

相手方である徳島刑務所に対して、別紙のとおり警告するのが相当である。
なお、併せて、法務大臣に参考送付するのが相当である。

第2 理由

1 申立ての趣旨

2013年9月9日に相手方がした再審請求人と再審請求弁護人間での立会いのない面会を認めなかった行為は、弁護人の秘密交通権を侵害する人権侵害である。

2 申立ての理由

(1) 申立人は、相手方に収容されている再審請求人の弁護人であり、従前は約22年間に渡って立会いのない面会を続けてきた。

しかし、2013年9月9日に申立人が再審請求人と再審請求の打合せをするために面会を申し入れたところ、相手方は申立人に対し、申立人と再審請求人との前回面会から1年半の期間が経過しているということを理由に刑務官を立ち合わせる旨通告した。申立人はこれに厳重抗議をしたが、結局相手方は立会いのない面会を認めなかった。

なお、申立人以外の再審請求弁護人は、申立人の前回面会以降も刑務官の立会いなく複数回面会をしてきていた。

そこで申立人は、刑務官が立ち会った面会では面会内容が外部に漏れるおそれがあり十分な打合せができないばかりか、今後、申立人以外の再審請求弁護人が面会をする場合においても、立会いのある面会がなされたことがあるという前例にされることをおそれ、同日の面会を断念せざるを得なかった。

(2) 上記のような相手方の対応は、再審請求人と再審請求弁護人との秘密交通権を侵害するものである。

また、本件では刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の理由により刑務官を立ち合わせる必要性が認められるような事情もない。

3 調査の経過

2013年12月	2日	東京弁護士会にて申立受付
2014年	3月	5日 当連合会にて東京弁護士会から移送求意見受付
	4月	22日 予備審査開始
	7月	23日 本調査開始
	10月	20日 徳島刑務所宛て照会書発送
		同日 申立人宛て照会書発送
	11月	25日 徳島刑務所からの回答受付
2015年	3月	24日 申立人からの回答受付
	6月	2日 徳島刑務所宛て照会書発送
	7月	7日 徳島刑務所からの回答受付

4 当委員会の判断

(1) 事実関係

調査の結果、認定した事実及び相手方の回答は次のとおりである。

- ① 申立人は、2013年9月9日、相手方に対し、自身が再審請求弁護人を務める再審請求人（無期懲役確定者）との面会を求めたところ、相手方は申立人が再審請求弁護人であることを認識しつつ、当該面会に刑務所職員を立ち合わせる旨を告げた（申立人相手方間に争いが無い）。

申立人によれば、相手方が立会いを付すると判断したことに対し、厳重な抗議をしたが、相手方は、立会い意思を撤回しなかった。そのため、申立人は、刑務所職員の立会いのもとに面会を行った場合、面会内容が外部に漏れることをおそれて十分な打合せができないため、また、今後、申立人以外の再審請求弁護人が面会をする場合においても、立会いのある面会がなされたことがあるという前例にされることをおそれたため、当該面会を断念した。

なお、当該再審請求は面会申入れ時（2013年9月9日）において第二次再審請求の異議審が係属中であった。

- ② 相手方によれば、職員を立ち合わせることにした理由は「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第112条の規定に基づき、申立人と当所収容懲役受刑者（氏名略）の外部交通歴等から、刑事施設の規律及び秩序の維持や受刑者の矯正処遇の適切な実施のために職員が立ち会う必

要があると判断したため」とのことであり、相手方は、当委員会がその点についてより詳細な説明を求めて再照会したところ、それに対しては、「保安警備上の支障等の観点」から問題があるということを経由して回答しなかった。

(2) 判断

① 刑事施設の長の判断の方向性

刑事施設の長は、被収容者と外部の者との面会に関し、当該施設の規律及び秩序の維持、被収容者の矯正処遇の適切な実施等の観点からその権限を適切に行使するよう職務上義務付けられている（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事被収容者処遇法」という。）第2編第2章第11節第2款）。

そして、受刑者については、同法112条本文において、当該施設の規律及び秩序の維持、被収容者の矯正処遇の適切な実施その他の理由により必要があると認める場合に限り例外的にその指名する職員を面会に立ち合わせ、又はその面会の状況を録音させ、若しくは録画させることができると規定されており、刑事被収容者処遇法の条文上は職員の立会いが原則とされる死刑確定者の場合（同法121条）に比較して、より立会いを付することについて刑事施設の長の判断は制限されていると解される。

② 再審請求人の秘密面会をする利益

未決拘禁者は刑事弁護人と立会人なくして面会することが刑事訴訟法39条1項により認められている。これは、弁護人依頼権を保障する憲法34条前段に由来し、弁護人の援助を受けることができるための刑事事件手続上最も重要な基本的権利である（最高裁昭和53年7月10日判決・民集32巻5号820頁）。憲法34条前段は弁護人から援助を受ける機会を持つことを実質的に保障するものであり、刑事訴訟法39条に定める接見交通権は、憲法34条の趣旨に則り、弁護人等から援助を受ける機会を確保する目的で設けられたものであるから、同条前段の保障に由来するものである（最高裁平成11年3月24日判決・民集53巻3号514頁）。

他方、刑事訴訟法440条1項は、検察官以外の者は再審請求をする場合には弁護人を選任できる旨規定し、受刑者に弁護人依頼権を保障する。受刑者は、未決拘禁者とは法的地位が異なるものの、釈放されるまで確実に身柄を確保されるのであり、再審請求手続における面会を通じて弁護人による援助を受ける重要性は、未決拘禁者の場合と異なるところはない。

このような受刑者の身柄拘束の目的・性質や再審請求手続の構造などを

考えれば、刑事訴訟法39条1項を受刑者について当然に適用することはできないが、受刑者も、再審の請求について、弁護人を選任することができ（刑事訴訟法440条1項）、身柄拘束中に再審の請求をしようとする受刑者が弁護人と相談し、その助言を受けるなどの弁護人からの援助を受ける機会を確保することは必要であると解されるから、受刑者の身柄拘束の目的・性質や再審請求手続の構造に抵触しない範囲で、再審の請求をしようとする受刑者は、弁護人と立会人なくして面会する法的利益を有するものと解するのが相当である（死刑確定者について同旨、最高裁平成25年12月10日判決・民集67巻9号1761頁、原審・広島高裁平成24年1月27日判決・判例タイムズ1374号137頁）。

③ 再審請求弁護人固有の秘密面会をする利益

また、刑事訴訟法39条1項によって被告人又は被疑者に保障される秘密交通権が、弁護人にとってはその固有権の重要なものの一つであるとされていることに鑑みれば（前掲最高裁昭和53年7月10日判決）、弁護人依頼権を実質的に保障する刑事訴訟法440条1項の趣旨に照らし、再審請求人と再審請求弁護人の秘密面会が認められることは再審請求弁護人の弁護権の行使にとっても必要不可欠なものであり、その固有の利益である（前掲最高裁平成25年12月10日判決）。

④ 刑事施設の長の義務

上記のとおり、刑事施設の長が受刑者の面会に関する許否の権限を行使するに当たっては、秘密面会をする利益は受刑者だけではなく再審請求弁護人にとっても重要なものであることからすれば、刑事施設の長には、再審請求人と再審請求弁護人の利益を十分に尊重した上で、当該施設の規律及び秩序の維持、被収容者の矯正処遇の適切な実施その他の理由による必要性を慎重に判断し、その必要がない場合には刑事被収容者処遇法の112条の条文の原則にしたがって、立会いのない面会を認めなければならない義務がある。

したがって、再審請求弁護人が再審請求手続の打合せをするために秘密面会の申出をした場合に、これを許さない刑事施設の長の措置は、受刑者と再審請求弁護人の利益を十分に尊重した上でもなお刑事施設の規律及び秩序の維持、被収容者の矯正処遇の適切な実施その他の理由による必要性がそれを上回るような特段の事情がある場合でなければ、裁量権の範囲を逸脱し、受刑者の秘密面会をする利益を侵害するだけでなく再審請求弁護人の固有の秘密面会をする利益をも侵害するものとして刑事被収容者

処遇法 1 1 2 条本文に違反する。

判例も、死刑確定者と再審請求弁護人の面会に拘置所職員を立ち会わせた事案において、秘密面会を許さないことが認められるのは、「秘密面会により刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認められ、又は死刑確定者の面会についての意向を踏まえその心情の安定を把握する必要性が高いと認められるなど特段の事情」がある場合に限りられるとした上で、拘置所が職員を立ち会わせたことが違法であることを認定している（前掲最高裁平成 2 5 年 1 2 月 1 0 日判決）。

⑤ 相手方の人権侵害

ア これを本件についてみると、前記事実関係によれば、申立人は自身が再審請求弁護人を務める受刑者と既に係属している再審請求異議審の打合せをするために秘密面会の申出をしているところ、相手方の示す理由をみても、受刑者と再審請求弁護人が有する秘密面会をする利益を十分に尊重した上でもなお刑事施設の規律及び秩序の維持、被収容者の矯正処遇の適切な実施その他の理由により秘密面会を制限すべき必要性があるような特段の事情をうかがうことはできない。

そうすると、本件における相手方の措置は、刑事被収容者処遇法 1 1 2 条本文に違反し、再審請求人の秘密面会をする利益を侵害し、かつ、申立人の再審請求弁護人としての固有の弁護権である秘密面会をする利益を侵害したのものとして人権侵害に当たると認定せざるを得ない。

イ そして、相手方の措置は、申立人が受刑者たる再審請求人の再審請求弁護人であることを認識していながらなされたものであり、再審請求人の秘密面会をする利益を侵害するだけでなく、申立人に固有の秘密面会をする利益という重要な利益を侵害している上、前掲の裁判例の判示の趣旨にも反しているから、当連合会の執るべき措置としては警告が相当である。

5 結論

以上のとおりであるから、徳島刑務所に対し、警告書のとおり警告を行うことを相当とする。

なお、他の刑事施設においても同様の運用が徹底されるべきであるから、本件の警告書及び調査報告書を法務大臣に参考送付するのが相当である。

以上